

架空請求

トラブル解決をかたる 悪質業者にご注意



- 一. 身に覚えのない請求は**相手にしない。**
- 二. 信頼できる相談先なのか**よく確認する。**
- 三. 解決をうたう業者への依頼は**慎重に。**



困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活相談窓口
に相談ください

消費者ホットライン
最寄りの相談窓口
につながります!
TEL 1888

契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等の御相談は(市外局番なし188番)にお電話ください。